

施策の方向 IV-4 地域の生活環境の保全

指標	目標・現状・指標がめざす方向
騒音に係る環境基準達成状況 (自動車、一般環境、新幹線)	【目標】環境基準を達成すること 【基準年度】自動車：38%、新幹線：50% (2009年度) 【指標がめざす方向】(達成割合が)高いほうが良い
騒音に係る苦情件数	【基準年度】77件 (2009年度) 【指標がめざす方向】少ないほうが良い
振動に係る環境保全水準等達成状況	【目標】環境保全水準等の達成を維持すること 【基準年度】道路交通振動100% (環境保全水準(要請限度)の達成率)、新幹線100% (環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策指針値の達成率) (2009年度) 【指標がめざす方向】(達成割合が)高いほうが良い
振動に係る苦情件数	【基準年度】26件 (2009年度) 【指標がめざす方向】少ないほうが良い
悪臭の苦情件数	【基準年度】97件 (2009年度) 【指標がめざす方向】少ないほうが良い
建造物影響に係る苦情件数	【基準年度】テレビ電波に関する苦情：65件、日照に関する相談：15件 (2009年度) 【指標がめざす方向】少ないほうが良い

目標・指標の達成状況	指標評価	方向評価
■指標：騒音に係る環境基準達成状況(自動車、一般環境、新幹線) ・道路に面する地域の騒音は、背後地を含めた全22地点で測定し、すべての時間帯で環境基準に適合している地点は13地点(達成率:59%)で、いずれかの時間帯で環境基準に適合した地点は2地点(達成率:9%)。他の7地点はすべての時間帯で環境基準に不適合(対前年度:4%増加、対基準値:達成割合は高い) ・新幹線の騒音は2地点で測定し、環境基準に適合(達成率100%)(対前年度、対基準値:達成)	3*	3
■指標：騒音に係る苦情件数 ・74件(対前年度:6件減少、対基準年度:少ない)	3	
■指標：振動に係る環境保全水準等達成状況 ・道路交通振動は、測定を行った4地点すべてが、すべての時間帯で環境保全水準(要請限度)に適合(達成率:100%)(対前年度、対基準値:達成) ・新幹線の振動は、2地点で測定し、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策」に定める指針値に適合(対前年度、対基準値:達成)	3*	
■指標：振動に係る苦情件数 ・15件(対前年度:16件減少、対基準年度:少ない)	3	
■指標：悪臭の苦情件数 ・63件(対前年度:14件増加、対基準年度:少ない)	2	
■指標：建造物影響に係る苦情件数 ・テレビ電波に関する苦情件数は34件(対前年度:2件減少、対基準年度:少ない) ・まちづくり相談員が受けた日照問題に関する相談件数は67件(対前年度:23件増加、対基準年度:多い) ・光害についての苦情はなし	2	

[方向評価は「*」の付いた指標評価の平均値をもとに評価しています]

現 状

■騒音に係る環境基準達成状況（自動車、一般環境、新幹線）

●道路交通騒音

騒音に係る環境基準（道路に面する地域）の適合状況は、10路線の背後地を含めた22地点のうち、すべての時間帯で環境基準に適合していたのが13地点（59%）であり、7地点がすべての時間帯で超過していました。

自動車騒音に係る要請限度*に関する騒音の測定は、4路線4地点で行っています。その結果、すべての時間帯で限度内が3地点、すべての時間帯で限度を超過している地点は1地点ありました。

●鉄道騒音

鉄道騒音について、在来線は3路線6地点で測定しました。また、騒音に係る環境基準が定められている新幹線は2地点で測定を行った結果、環境基準に適合していました。

●一般環境騒音

2012年度は環境騒音の測定を行いませんでした。

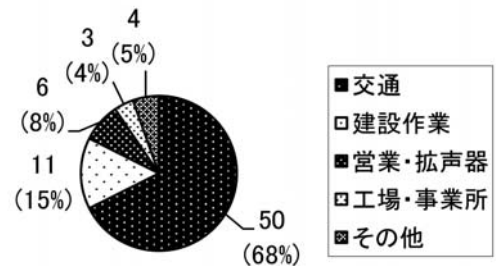
■騒音に係る苦情件数

2012年度に寄せられた騒音に関する苦情の件数は74件でした。発生源別に見ると、交通、建設作業の順となっています。

騒音苦情の発生件数経年推移（単位：件）

年 度	2009	2010	2011	2012
苦情件数	77	73	80	74

騒音苦情件数



■振動に係る環境保全水準*等達成状況

●道路交通振動

道路交通振動の環境保全基準（道路交通振動の要請限度）に関する測定は、4路線4地点で行いました。その結果、測定したすべての地点において全時間帯で要請限度内でした。

●鉄道振動

鉄道振動について、在来線は4路線8地点で測定を行いました。

また、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策」で指針値が定められている新幹線は、2地点で測定した結果、指針値以内でした。

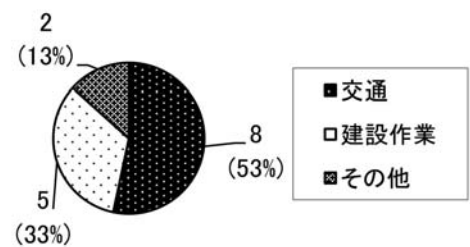
■振動に係る苦情件数

2012年度に寄せられた騒音に関する苦情の件数は15件でした。発生源別に見ると、交通、建設作業の順となっています。

振動苦情の発生件数経年推移（単位：件）

年 度	2009	2010	2011	2012
苦情件数	26	26	31	15

振動苦情件数



■悪臭の苦情件数

2012年度に寄せられた悪臭に関する苦情の件数は63件でした。主な苦情発生源は、屋外燃焼行為や飲食店に伴うものでした。また、臨海部の発生源近傍及び発生源に近い住居地域で測定したメチルメルカプタン等の硫黄化合物（4物質）の環境濃度はいずれも検出下限値未満で、人が感知できるにおい以下でした。

悪臭苦情の発生件数経年推移（単位：件）

年度	2009	2010	2011	2012
苦情件数	97	73	49	63

■建造物影響に関する苦情件数

・地上テレビ放送は、アナログからデジタル放送への移行が完了し、デジタル放送の特性から中高層建築物の遮蔽・反射による電波障害がかなり減少しましたが、複数の建物による反射（マルチパス）が原因とみられる障害の発生もみうけられます。また、衛星放送受信世帯の増加により、建築物による衛星放送アンテナに対する遮蔽障害が増えています。これらに対しては、原因者負担により、①受信アンテナの性能・位置等の改善、②共同受信施設の設置等の措置が実施されています。

2012年度に「中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例」に基づき指導した苦情件数は34件で、前年度に比べ2件減少し、2009年度に比べ31件減少しました。

また、2012年度に環境影響評価*条例に基づき審査した件数は8件でした。

・市域は、春一番や台風時等を除けば、一般的な場所で年間平均風速は2.4m/秒(1996年度)程度であり、とりわけ風が強いという地域ではありませんが、高層建築物のまわりでは強風時においてビル風害*のおそれが懸念されています。

このため、環境影響評価条例の対象事業では、立地場所の地形や類似事例等を分析した上で、防風ネット、防風植栽等によるビル風の緩和対策を講じています。2012年度に審査した件数は4件でした。

・建築物等による日照問題については、建築基準法、川崎市建築基準条例等に基づく日影規制によるほか、環境影響評価条例の対象となる建築物では日影図等を作成し、周辺環境に著しい影響を及ぼさないような配慮を講じることとしています。2012年度に環境影響評価条例に基づき審査した件数は7件でした。

また、まちづくり相談の一環として日照問題の相談を受け付けています。2012年度に日照問題に関して受けた件数は67件で、前年度に比べ23件増加、2009年度に比べ52件増加しました。

・人工光による光公害*については、1998年3月に環境庁（現環境省）が屋外照明の光害対策ガイドラインを策定し、地方自治体をはじめ、施設管理者、施設整備者、照明機器メーカー、広告物製造メーカー、市民等への普及啓発に努めるものとしています。

市では、屋外広告物条例で激しく点滅する装置を使用しないよう規制しています。なお、2012年度は光害に関する苦情の報告はありませんでした。